

○旭川工業高等専門学校寮生会準則

(昭和37.4.1 制定)

改正 平成19.3.13

旭川工業高等専門学校寮生会準則

第1条 寮生会は学則，学生準則，寄宿舎規程にのっとり，寮生の自発的な活動を通して寮の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 寮生会は全寮生をもって組織する。

第3条 寮生会は寮生の総意に基づき，共同生活を自律的に運営する。

第4条 寮生会は主として次の各号に留意して活動しなければならない。

- (1) 寮生活の調和，規律及び美風の維持に努めること。
- (2) 寮生の厚生及び福祉の増進を図ること。
- (3) 寮の防災，清掃並びに寮生の保健衛生等について学校に協力すること。
- (4) 寮生相互の親睦を深めること。

第5条 寮生会に総会を置く。

第6条 第4条の各号を健全に運営するために審議機関及び執行機関を設けることができる。

第7条 寮生会において決定された事柄については，学校の承認を得なければならない。

第8条 寮生会は会則を制定し学校の承認を受けるものとする。会則の変更についても同様とする。

2 会則中には少くとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類，任務及びその任期
- (6) 総会及びその他の機関の機能と権限
- (7) 会費に関する事。
- (8) 会計に関する事。
- (9) 校長の最終決定権や担当の教員の指導に関する事。
- (10) 会議の招集に関する事。
- (11) 選挙に関する事。
- (12) 事業計画及び予算決算に関する事。
- (13) 会則の改正に関する事。
- (14) 会則の発効期日に関する事。

附 則

この準則は，昭和37年4月1日から施行する。

附 則（平成19.3.13）

この準則は，平成19年4月1日から施行する。